

## よくある質問

No.	質問内容	回答
1	令和7年4月30日時点は店舗数が5だったが、申請時点での店舗数が6の場合、どのように申請すればいいですか。	既存の5店舗については「R7.4.30時点（1～5店舗区分）」を適用し、新設した1店舗のみ「申請時点（6～19店舗区分）」の単価を適用します。
2	対象者が家族の扶養に入っており、賃上げによって扶養外になることを避けたいのですがどうすればいいですか。	必ずしもすべての対象者に賃上げを実施する必要はなく、また、薬局の事情に応じて、職種等ごとに傾斜配分することも可能とされていますので、柔軟にご対応いただければと思います。（参考：薬局の皆様へ給付金のご案内p4留意事項）
3	40歳未満は、いつが基準日になりますか。	賃金改善の対象職員は、薬局の開設者及び管理者を除く、開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む）であり、年齢の制限はありません。（参考：薬局の皆様へ給付金のご案内p3賃金改善の対象職員）
4	賃上げ支援について、島根県内に4店舗展開していますが、店舗によっては従業員が少なく145千円に達しません。4店舗を合算すれば1店舗あたり145千円に達するのですがどうすればいいですか。	実績報告の様式がまだ国から示されていませんが、法人全体の賃金改善額で評価することが可能です。（参考：Q&A（第1版）22）